# 「嫌とは言えない」状況の倫理的考察

― 災害研究における文脈考慮型自律の提案 ―

Revisiting "I couldn't say 'no' to participating"

Disaster Research Ethics and Context-Informed Autonomy

関西大学 社会安全学部 菅 原 慎 悦

Faculty of Societal Safety Science, Kansai University Shin-etsu SUGAWARA

#### **SUMMARY**

By revisiting the narrative of "I couldn't say 'no' to participating," this study explores the concept of autonomy in disaster research ethics. While conventional research ethics have been grounded on the Kantonian conception of autonomy, it has caused friction with the practical settings of disaster studies. Accordingly, the author proposes a new perspective on autonomy called as "context-informed autonomy." It requires to ensure the perceived feasibility of non-participation choice for the research subject, with taking into consideration his/hers situatedness which entails the things beyond his/hers control.

#### Key word

Research Ethics, Disaster Studies, Informed Consent, Autonomy

### 1. はじめに

仮想事例の記述から、本稿を始めることと したい.

X町の中山間地域で大雨により河川が 氾濫し、集落の大半が床上浸水の被害に あった、当該集落の多くの住民は高台の 公民館に避難し、水が引くまでの数日間、 避難生活を強いられた、4日ほど経って ようやく水が引いたため、住民は各々自宅に戻り、水と泥に浸かった家を片付け始めた.その日、ある大学の研究者(仮にAと呼ぶ)が車で現地に到着し、被災した家の片付けを手伝い始めた.Aは、被災集落から車で2時間ほど離れた大都市にある大学の社会学者である.Aは2週間ほど集落に通い、数軒の住宅の後片付けや、住民への炊き出しボランティアの手伝いを実施した.2週間後、Aは集

落住民たちから感謝され、信頼を得て, 気軽に会話ができる間柄となった。そこ で A は、被災直後の住民たちの行動を明 らかにすべく, 住民たちに聞き取り調査 を行うことを計画した. Aは、聞き取り 調査の実施前にインフォームド・コンセ ント注1)を得るために、住民に対して研究 目的・意義や方法、研究に伴うコストや リスク注2),情報管理や研究結果の公表の あり方などを簡潔に説明した. また, 自 分が行ったボランティア行為とインタ ビューとは別物であること,調査への協 力を断っても住民側に何の不利益もな いことを明確に説明し、研究への協力に 同意してもらえるかどうかを問いかけ た. これに対して、とある住民(仮に B とする) からは、「これだけ手伝ってもら ったんだから、嫌とは言えないわね」と いう言葉とともに、研究への協力に同意 する署名を得た.

上記の仮想的な状況(以下, X 町事例) に おいて、Bは、「嫌とは言えない」という言葉 を発している. この言葉を字面通りに解釈す るならば、インフォームド・コンセントの考 え方に反していることになる.「嫌とは言えな い」という発話は、その同意が完全に個人の 意志で行われたものではなく, 外から強制さ れた成分を含むことを示唆するからである.

医学分野における人を対象とした研究倫理 では、その歴史的経緯から、対象者の「自己 決定」(self-determination )や「自律」 (autonomy)を中核的な価値として位置づけ てきた[1]. 第二次大戦後, 戦争犯罪をめぐる 議論において,強制収容所の収容者や捕虜に

特に問題視されたのは、 医師たちが人体に対 して侵襲的な行為を行ったという事実のみな らず、あるいはそれ以上に、そのような人体 実験が被験者の自己決定に反する形で進めら れたという点であった. 医療倫理から生命倫 理へという変革のなかで、ニュルンベルク綱 領やヘルシンキ宣言,ベルモント・レポート などを経て、患者の「自律」を尊重すること が重視され、その具体的手続きとしてインフ ォームド・コンセントが位置づけられてきた [2]. 近年、こうした研究倫理の考え方が、心 理学をはじめとする「人を対象とした研究| や、さらに広範な社会科学研究にも拡張され つつある<sup>注3)</sup>.

災害を経験した人々を対象とした研究に対 しては、研究参加をめぐる対象者注4)の「自 律 | が確保されるかどうかが、倫理的議論の 焦点の一つとなってきた. 伝統的に, 災害に よるトラウマの経験が対象者の意志決定能力 を低下させるとの懸念が根強くあるが、明確 な証拠は得られておらず、その結論は未だ論 争のさなかにある<sup>[3][4]</sup>. そうではあっても、 災害が個人を脆弱な状態に追いやる可能性は 否定できず、こうした研究については慎重な 倫理的配慮を求めることが妥当だろうという 考え方が、災害研究に対する倫理審査の制度 化を肯定する側においては概ね共有されてい る[5]. これに対し、被災した人々を一律に「脆 弱 | と捉えることの問題性に対する指摘や[6], 対象者保護のための研究規制が逆に対象者自 身の意志決定の機会を奪っているといった批 判がある[7]注5).

災害直後の研究に参加した人々が、実際の ところ「自律」的に判断できていたのかどう かについても、十分な知見が得られていると 対する非人道的な人体実験が明らかとなった. は言い難い. この点を調査した数少ない研究 である Ruzek & Zatzick(2000)によれば,災害や事故の生存者に対する心理学的研究の対象者のうち,19%が「嫌とは言えなかった」(I felt I couldn't say 'no' to participating)と回答している<sup>[8]</sup>.同研究が標準的なインフォームド・コンセントの手続きを踏まえていたにも関わらず,少なくない人が「嫌とは言えなかった」と答えたという結果は,災害時の研究では平時よりも一層慎重な倫理的配慮を要することの論拠として参照される<sup>[9]注6]</sup>.

ことほどさように、研究倫理の議論においては、対象者が「嫌とは言えない」状況に置かれることは、厳に避けるべき事態として認識されてきた。こうした考え方に照らせば、X町事例における「嫌とは言えない」という発話は、対象者の「自律」が損なわれており、研究上の倫理的配慮が不十分であることを示唆する。しかし、実践的な文脈において、X町事例を倫理的でないと考える災害研究者は、あまり多くないだろう。むしろ、研究者が被災した人やコミュニティに対して何らの援係性も構築していない状況で、いきなり対象者に対して研究参加を要請する事態のほうが、倫理的に問題と考えられよう。

実際,災害研究 $^{\pm 7}$  が援助の文脈の中で始められることは,決して珍しいことではない.災害人類学や災害社会学などの分野では,援助と研究,理論と実践が明確には分けられないことを踏まえ,それらの関係性が自覚的に論じられてきた $^{[10]}$ . フィールド・ワークを行う研究者にとっては,X 町事例は,研究開始に至る前の段階で A が B との適切な親密さや信頼関係——いわゆる「ラポール」 $^{[11]}$  の構築に成功した,良好事例と捉えられるかもしれない.

では、従来の研究倫理が求める「自律」と、本事例に対して多くの研究者が抱くだろう倫理的直観との間には、どこにズレがあるのだろうか? 研究者と対象者が援助などを通して事前に関係を構築することは、対象者の「自律」を損なうのだろうか? 本稿では、このズレを紐解きながら、従来の研究倫理が依拠するカント流の「自律」に対して批判的な検討を加える。そして、災害研究の倫理をめぐる議論の豊饒化を目指し、文脈を考慮した《自律》の考え方を試行的に提示したい。

# 2. カント流の「自律」が排除するもの

#### 2.1 「嫌とは言えない」の裏側

X町事例でBが「嫌とは言えない」と発話 するとき、どのような判断が働いているのか を推し量ることとしよう.繰り返しになるが, AはBに対して、Aのボランティア行為と聞 き取り調査とは別物であること、調査への協 力を断っても住民側に何の不利益もないこと を説明している. Aとしては, 研究の意義や 研究に伴うコストやリスクのみを考慮材料と して, いわば純粋に研究内容についての検討 のみを判断基準として, B が研究協力への同 意・不同意を決めてほしいと(少なくとも建 前上は) 願っているように見える. しかし, 実際に B が同意を行うにあたって, 研究内容 のみを判断基準として採用しているとは限ら ない. 現実的には、それ以外の要素からも影 響を受けていると考えることが妥当だろう.

例えばそこには、「被災後の跡片付けを手伝ってもらったのだから、相手にお返しをしなければ気が済まない」という、互酬性の感覚が含まれうる. この感覚は、B個人の内面に具わっている感覚というよりも、広く社会的

に共有されている規範が、その社会の構成員 であるBにも強く内面化されているものと見 てよいだろう<sup>注8)</sup>. B からすれば、A の説明で はボランティア行為と研究参加は別物である と言っているが、もし自分が断ったら、Aは きっと,「これだけ手伝ったのだから, 少しく らい協力してくれるのが通常の感覚だろう, なのに断るなんて…」と内面では思うかもし れず、そう思われるのは嫌だから調査に同意 しよう、といった心理が働いているかもしれ ない. あるいは、B が集落内の他の住民の視 線を意識して、「あの家は、あれだけ手伝って もらったのに、調査を断ったらしい | と噂さ れ、そのことが将来的に集落内での社会関係 に悪影響を及ぼしかねない、と考えるかもし れない.

このように考えると、Bの同意判断の背後には、「誰かからいいことをしてもらったら、お返しをするのが当然」という見方が社会的規範として一般的に共有されていることを前提に、そのような社会的規範から逸脱した人間であると相手(A)や身近な他者(集落内の他の住民)から思われたくない、という心理が働いている。いわば、手伝ってもらった相手に何らかのお礼がしたいという感覚に加えて、広く共有されている社会的規範に沿って振る舞う人間であると見られたいという思い、集落という狭いコミュニティ内での調和を優先したいという感覚等々が、Bの同意判断に影響している可能性がうかがえる。

#### 2.2 暗黙の線引き

しかし,従来の研究倫理の議論に照らせば, 純粋な研究内容以外の要素——研究者から受 ける/受けた援助との関係,地域における社 会関係への影響,身近な他者に対する体面の 保持,等々――を同意判断の考慮材料に含めることは,自律的な意志決定を損なうことと見なされる.

例えば、米国の災害研究倫理の議論では、 緊急時対応要員 (first responders) に対して 災害後に研究参加を求める場合に、それらの 職業に対する社会的イメージが,対象者の「自 律」を損ないかねないとされてきた. 大規模 な自然災害やテロの直後に行われる研究は, 愛国的な世論の高まりを背景として, 研究参 加が当然の市民的義務であるかのような雰囲 気で進められがちである[12]. 特に、消防士や 警察官といった職業は、強く勇敢でヒロイッ クな存在であると表象されてきたため、その イメージを損ねないようにという気持ちが対 象者の内面で働く可能性がある。これらの職 業人たちは、災害研究という国家的なニーズ を謳う研究への参加を拒むと、同僚や市民か らの非難にさらされるかもしれない、という 思いを強く抱きやすい、そのため、たとえ対 象者が心の底では参加を望んでいなかったと しても, 目に見えないプレッシャーから研究 参加に同意してしまうかもしれないという問 題が指摘されてきた[5].

医学研究の流れを汲むインフォームド・コンセントは、「個人がその情報を理解し、研究の参加登録や継続について自発的な意志決定(voluntary decision)を行えるよう、研究の目的、手続き、リスク、ベネフィット、他の選択肢についての情報を提供すること」[13]と定義される。見方を変えれば、ここに列挙されている要素以外についての情報は、対象者の自発的な意志決定を損ないかねないものとして措定されている。ここには、自律的な意志決定を実現する上で、望ましいものとそうでないものとの間に、ある種の線引きが見て

とれる. それは、検討される情報の側に着目してみれば、「排除されるべき情報」と「考慮すべき情報」との選別である. また、意志決定を行う主体の内面に着目していえば、カントのいうところの「感性的な衝動」に基づく〈動物的な選択意志〉と、理性に基づく〈自由な選択意志〉との区別と言えるかもしれない「141. 本稿で挙げた事例に即して言えば、対象者が、「社会的に共有された職業イメージを損ないたくない」「身近な他者から良く思われたい」といった思いに影響されて意志決定を行うことは、「感性的な衝動」に服することであり、〈自由な選択意志〉を発揮できていない状態と考えられる.

では、上記のような線引きは、何を基準と して為されるのであろうか.一般に、生命倫 理や研究倫理における「自律」は、カントの 哲学を基礎に持つとされてきた[15]. 後述する カントの定言命法(人間をたんなる手段とし てはならない) がインフォームド・コンセン トの倫理的基盤にあるとの見解は、多くの論 者に共有されている[73][74][75]. インフォーム ド・コンセントが適切に為されたかどうかの 判定には、対象者が研究参加への同意を与え る際の知識の十分さや理解の程度(ニュルン ベルク綱領にいう「同意の質」)が問われるこ ととなるが、この点は「行為の道徳的善悪を 行為者がそれをした心のありよう(心術)か ら判定する | [76]というカント流の義務倫理学 と深く呼応する. また, 医学的な臨床研究を めぐるインフォームド・コンセントでは,研 究が治療であるという誤解(therapeutic misconception) の問題が数十年以上にわたり 議論されている[74][77][78]. これは, 研究参加に 伴い実施される処置が対象者の個人的ニーズ に応じて為される治療であるという誤った考

えや, 研究参加による治療的な効果を不合理 なほどに高く期待するなど,対象者の「誤解」 をめぐる倫理的議論であるが<sup>[79][80]</sup>, これが問 題とされるのも、インフォームド・コンセン トの適切性の判定が、行為の結果から判断す る帰結主義ではなく、「心のありよう」によっ て問う義務倫理学に依拠しているからに他な らない. 同様に, 災害研究の場合には, 研究 が「援助」であるとの誤解(philanthropic misconception) がしばしば倫理的な問題とな る<sup>[50][81]</sup>. 前述のように, 災害研究の現場では 援助と研究が連続的に行われることが多いが, 対象者が研究を援助の一環であると「誤解」 して研究参加に同意を与えることは、適切な インフォームド・コンセントとは言えないと される. このため、提案されている災害研究 の倫理ガイドラインやチェックリストでは, 研究への参加と援助へのアクセスとを明確に 切り分ける必要性を規定するものが多い [51][82]. このように災害研究の分野でも, 倫理 的配慮の妥当性を, 研究参加への同意を与え る際の「心のありよう」を問うことで判定し ようとする, カント流の義務倫理学の考え方 が見てとれる.

次節では、「自律」をめぐるカントの議論を 参照しつつ、研究倫理におけるインフォーム ド・コンセントの意味付けを考察する.

#### 2.3 カント流「自律」への基礎付け

カントは、「自律」や「自由」という概念を通して、自分自身にのみ原因を求めるという構造をどこまでも追い求める。カント曰く、理性の作りだす「自発性」とは、それ以前に別の原因が存在していることを前提とせずに、「みずから作用を始めることのできる能力」(純 622) <sup>注9</sup> である.「実践的な意味での自

由は、選択意志が、感性的な衝動によって生まれる強制から独立しているということ」(純623)とされる。「自然原因とは独立したものであり、こうした自然の原因の暴力と影響力に抗してでも、〔新しい〕出来事の系列をまったく自発的に開始することができる」(純624)ような原因性が、人間の〈自由な選択意志〉の前提にある。

この構造は、カントの道徳哲学の根底をなす考え方、すなわち「汝の人格の中にも他のすべての人の人格の中にもある人間性を、汝がいつも同時に目的として用い、決して単に手段としてのみ用いない、というようなふうに行為せよ」(倫 291) [16]という定言命法と密接に関係している。「〇〇のために〇〇せよ」という条件付きの命法は仮言的であり、常に他の目的の存在を前提とする。しかし人間は、「あらゆる行為において常に目的自体として見られねばならない」(倫 291). この「目的自体としての人間性」(倫 291) は、前述した「意志の自律」すなわち「みずから作用を始めることのできる能力」(純 622) という考え方と、そのまま重なる.

このような、人間が世界に対して主体的に関係を取り結ぶという構造に基礎を置く考え方は、ひとりカントのみならず、多くの近代西欧思想にも共通して見られる。ドイツの哲学者ブルーメンベルクは、西欧思想においてしばしば登場する「光」のメタファーを子細に検討し、「人間は、自分に対して拘束的なものとしてあらわれてそこにはめこまれねばならないような客観的に確固とした世界構造を眼前に見出すのではなく、自分自身が原理――自分から光り出る構造形成の原理――となるのである」と述べ、「世界の認識および世界の事物の「正しい使用」は受けとるという

関係ではなく、与えるという関係なのである」と論ずる[17]. 人間が自身の持つ理性の光の力によって世界に働きかけることで、はじめて世界が対象として立ち現れるという関係性が、ここでいう「与えるという関係」と解される. 鷲田の指摘するように、デカルトに始まり、ロック、バークリ、スピノザ、ライプニッツ、ヒューム、カントらの世界分析が、「すべて対世界関係の媒体である人間の認識装置(あるいは能力)への問いとして展開された」[18]とするならば、これらの哲学者たちが生み出してきた思想は、いずれも「与えるという関係」という共通の視座に立っていると言ってよいだろう.

研究倫理において、この「みずから作用を 始めることのできる能力」そして「与えると いう関係」への基礎付けという構造を透徹さ せようとする手続きが、インフォームド・コ ンセントであると解釈できる. インフォーム ド・コンセントは、十分な説明を受けた対象 者が研究参加の可否について自発的な意志決 定を行うこと, つまり「何か他のもの」(倫 296) ではなく,「みずからの命令者」(倫 309) と して実践理性を発揮することを求める。この とき, 理性が, 自己自身を「みずからの原理 の作者」(倫 326) と見なすためには、「あら ゆる対象から十分に離れて, 対象が意志に全 く影響を及ぼさぬようにしなければならない」 (倫 309). そのため, 対象者自らの意志とは 別の、「何か他のもの」、「感性的な衝動」(純 623),「すべての経験的な条件」(純 645) な どの影響から、可能なかぎり遮断される必要 がある. これらの「外的関心」(倫 309) を排 除し、対象者自身の最善の利益(best interest) にのみ基づいて行為することができるように 担保することが、研究者に課せられた倫理的

使命となる<sup>[9]</sup>. そのため研究倫理審査では,「自律」を脅かしかねない「外的関心」の排除が対象者の内面で適切に達成されうるかどうか,事前の計画段階で研究者に対して精査することを求めていると解されよう. 例えば,前述のように研究への参加と援助へのアクセスとを峻別し,またそのことを対象者に対して明確に説明するよう求める倫理ガイドラインでは,研究者から受けた/受ける援助との関係が,対象者の内面における検討から排除すべき「外的関心」として措定されていることを示唆する.

#### 2.4 コントロール可能なものの濃度(CC)

上述のようなカント流の「自律」は、判断 過程における「コントロール可能なものの濃度」(concentration of the controllable: CC)を高めること、という形で解釈できるかもしれない。CC はさしあたり、「ある個人がある物事についての判断を行う際に考慮する様々な要素のうち、当該個人のコントロール下にあると考えられるもの(the controllable)が占める割合」と定義できる注10)。

前節に述べたカント流の「自律」に基づく研究倫理は、意志決定において参照する考慮事項のなかで、対象者にとって他者に由来するコントロール不可能なもの(以下、〈自分ならざるもの〉注11))を最小化し、コントロール可能なものを最大化することを強く志向しており、CCを可能な限り高めることを善としていると解釈可能である。これは、伝統的なリスクマネジメントの考え方、すなわち「ある程度結果を制御できる領域を最大化する一方で、結果に対して全く制御が及ばず、結果と原因の関係が定かでない領域を最小化すること」[19]とも親和的である。米国のコモン・

ルール(対象者保護のための共通連邦政策)において、研究によるリスクの最小化や、研究に伴うリスクと便益とを対象者が理解することを重視しているように、欧米の研究倫理が「リスク」概念に依拠しつつ組み立てられていることは、決して偶然ではあるまい<sup>注12)</sup>.このような強い志向性の下、〈自分ならざるもの〉をできるだけ排除していく運動、あるいは、〈自分ならざるもの〉をコントロール可能なものに置換していく運動を通じて、CCを高めていくことが、カント的な意味での倫理的配慮の目指す方向性と見なされる.

加えて、IRB による事前統制型の倫理審査 も、CC を高めるという方向性と呼応する. 医学研究や一部の心理学的実験のように, 周 到に統制された環境を用意した上で研究参加 を募る方式は、研究計画において十分な倫理 的配慮を尽くし、IRB の事前審査によって確 認する伝統的な倫理審査となじみやすい. し かし,社会科学分野のフィールド・ワークは, 人々の生活が営まれている複雑な現実のなか に研究者が身を置き[20],予期せぬ「研究上の 出会い」(research encounter) を重視する<sup>[21]</sup>. このようなフィールドに基礎を置いた知の生 産様式と, 事前審査によって研究者と対象者 との間で予期せぬ相互作用が起こることを極 力回避しようとする既存の倫理審査との相性 の悪さは、多くの論者によって批判的に指摘 されている<sup>[22][23]</sup>. 殊に, 通常の生活が停止を 余儀なくされ、多くの予期せぬことが不可避 的に起こる災害時においては、事前の想定と 計画に重点を置くIRB型の研究倫理審査の困 難が、一層顕在化しやすいと言えよう[24][25].

実際、米国における典型的な研究倫理審査 のプロセスでは、倫理審査委員会への申請文 書において、研究対象に含まれる脆弱な人々

を特定し、その人たちに対する保護の方策を 論じ、その人たちからインフォームド・コン セントを得る際に強制性(coercion)を排除す るための手続きを、計画段階で可能な限り具 体的に記述することが求められる[55]. しかし, 災害現場を対象とした社会調査やフィール ド・ワークの多くは、どのような人々がどの ような点で脆弱な状況に置かれているのかを 事前に理解することが困難であるという立場 から、まさにその点を明らかにするために研 究が行われる. フィールドを相手にする研究 では、他者すなわち〈自分ならざるもの〉と の交わりを通して、計画段階において CC を 高めるという方向性を、むしろ積極的に裏切 っていくことに研究の意義を見出す.ここに、 事前統制型倫理審査との相容れなさが際立つ ことになる。さらに近年は、災害研究の学際 化・国際化・大規模化に伴い、複数研究者が 各所属機関において個別かつ迅速に倫理審査 を経ることの難しさが問題視されつつある. これに対処すべく, 災害研究一般に共通する 倫理的配慮について災害発生前に事前許可を 受けておき,災害発生後にはその災害の特性 に合わせて調整した部分のみを迅速審査する という試みも為されている[50][55]. こうした取 組は、災害研究に係る倫理審査の適切さと迅 速さの両立を図ろうとする点で興味深いが、 CC を高めるという事前統制型倫理をより強 化する方向性を持つようにも見受けられる.

### 3.「自律」をめぐる問題

前章で確認したカント流の「自律」が,実 践的文脈に照らしてどのような問題を抱えて いるのかを,本章では3つの観点から論ずる.

#### 3.1 研究者による非強制性の持つ意味

冒頭のX町事例について、Bの意志決定か らカント流の「自律」が排除しようとするの は, 互酬性という社会的規範に裏付けられた 感覚や、身近な他者に対する体面の維持であ った. Bにとって, これらは基本的にコント ロールの範囲外、すなわち自身がいくら努力 をしても実質的に影響力を及ぼすことができ ない領域に属するものごとである. B が研究 協力に同意しなかったとき、相手の研究者や 集落の近隣住民がどのように思うかを,B 自 身がコントロールすることは難しいだろう. もちろん、A や近隣住民に向かって B が自ら の行為の正当性を主張することはできるが, それによって彼らの内面的評価が大きく変わ るとは考えにくいし、むしろ逆効果となる可 能性もある. A や近隣住民という他者の内面 は、それが他者であるがゆえに、Bにとって のコントロール可能性は全くないか、あって も非常に限定的なものでしかない。そのよう に〈自分ならざるもの〉であるからこそ、同 意を判断する際に、Bはあれこれと悩ましく 考えることになる.

緊急時対応要員事例において対象者の同意 判断から排除すべきとされているのは、社会 的に構築・共有されている職業イメージであ った. 当の職業人たちにとっては、そのイメ ージが社会的に築き上げられたものであるか ら、個人の行動によっては簡単に変えること のできない、〈自分ならざるもの〉である. そ して、自身のコントロールが及ばないという まさにそのことのために、緊急時対応要員は、 研究協力への同意の判断に際して、それを気 にかけざるを得ない.

これに対して研究者は、研究への協力は決して強制ではなく、近隣住民の視線や社会的

なイメージなどは考えず、あなた自身の考え で自由に判断してほしい、すなわちあなた自 身のコントロールの及ぶ範囲内のことのみを 念頭に判断してほしいと強調するだろう. し かし対象者にとっては、「自身の考え」の中に、 〈自分ならざるもの〉に対する検討が不可分 に存在している. 対象者にとって、研究者が 研究参加を強制してこないということと, 研 究者以外の主体や状況が自己の判断にとって 影響を及ぼさないということとは、決して同 じではない. 研究者が強制してもしなくとも, 社会的イメージや近隣住民からの視線は大き く変わらない、いやむしろ、近隣住民からの 視線は、対象者が自ら判断を下す場合の方が、 強制があった場合と比べて、より厳しさの度 合いを増すかもしれない. 近隣住民や社会的 イメージを研究者がコントロールすることは できない以上、研究者による「他のことは気 にかけずに判断してください |という説明は、 対象者にとって周囲の視線を気にしなくてよ いことを何ら保障しない。むしろ、「どうして も断れなくて」という、言い訳の余地を封じ てしまう可能性すらある.

そのため、「研究協力の諾否は完全にあなた自身の判断に属する問題である」という言明は、対象者からすると、自らのコントロールの及ばない範囲をも、自身の責任範囲として考えることを強制されているように認識されうる。〈自分ならざるもの〉を排除して判断せよという倫理的な要請が、対象者の視点では、個人の努力では如何ともしがたい事柄に由来する問題をも、個人の選択の問題に置き換えて決断を迫られるという事態を招来する.

#### 3.2 意志のアプリオリな序列化

そもそも、対象者の内面に去来する様々な

思いに対し優劣をつけることは,可能なのか, また妥当なのだろうか、むろん、ナチス人体 実験やタスキーギ事件のように、明らかに対 象者の意志とは大きくかけ離れた形で実験が 侵襲的に行われることは, 防がねばならない. その意味で、カント流「自律」の概念は今後 も重要であり続けるだろう. しかし、対象者 の内面で様々な思いがせめぎ合っているよう な, より微妙な状況において, 対象者が抱く 複数の思いの間でアプリオリに優劣を決めて しまうことは, 倫理的と言えるだろうか<sup>注 13)</sup>. 例えば,対象者が,本当は研究に参加する ことに面倒臭さを感じているけれども, 他者 (研究者,集落の皆,あるいは社会一般など) から非協力的だと思われたくないという考え を抱いているとき、後者の考えもまた、対象 者が「自発的に」抱いている意志の一つと言 えるかもしれない. 対象者が、「私は別に他者 からどう思われてもかまわない」という考え の持ち主であれば、純粋に研究計画内容のみ に基づいて自己の判断を形成することも可能 ではある. しかし、人間は社会的諸関係のな かで生を営む存在であることを踏まえれば [26][27], そのような割り切りができる人は多く なかろう. 個人の内面で,「参加するのは面倒 臭い | という思いと、「他者から良く見られた い」という思いが混じりあっているとき、前 者が〈自由な選択意志〉であって,後者は〈動 物的な選択意志〉でしかないと、どうして断

者が〈自由な選択意志〉であって、後者は〈動物的な選択意志〉でしかないと、どうして断定的に言えるだろうか、社会的現実の中に生きている個人に対して、その社会的文脈から解き放たれた考慮を求めることは、常に是とされるのだろうか、社会的規範や地域の社会的諸関係との調和を、対象者が自身の「最高の利益」(best interest) と捉えている場合、

それは「自律」を妨げる「感性的な衝動」と

して扱うべきなのだろうか.

しかし、カントの議論に立ち返るならば、 何が〈自由な選択意志〉で何が〈感性的な衝 動〉かを自分以外の他者が定め、その分類に 基づく〈自由な選択意志〉にのみ従って振る 舞ったとしても、「自律」とは言えないはずで ある. カントは、道徳的な行動原理として、

「君の意志の採用する行動原理が,つねに同 時に普遍的な法則を定める原理としても妥当 しうるように行動せよ」(実 40) [84], すなわ ち自分自身で格率を思い描き, その格率が普 遍的法則となりうるかどうかを検討した上で, そのようにして自ら定めた格率に従って生き ることを求めている. すると, 明文化された 研究倫理指針に従って、対象者の「自律的」 な判断を可能とするための環境を整えようと して研究者が配慮することや、その配慮の妥 当性を倫理審査委員会というこれまた他者が 審査し承認するという営みは、対象者にとっ てのカント的な「自律」をむしろ妨げている のではないか、との疑問もわく、この点を突 き詰めると, 究極的には, あらゆる倫理原則 や指針自体が、その策定過程に主体的に関わ ったごく少数の個人以外にとっては,「他律」 として作用することになってしまう。ここか らは、研究者が対象者をたんなる手段とすべ きではないという, 研究者に対する倫理的要 請と、現実的な文脈において対象者がどのよ うな「心のありよう」をもって参加に同意す ることが倫理的といえるのかという点を,相 互に関係するが別個のものとして検討する必 要性が浮かび上がる.

#### 3.3 CC を高めることの非現実性

Hansson も指摘するように、インフォーム

るコントロールを及ぼせない状況を前提とし た手続きである[28]. このプロセスを通じ、「み ずから作用を始めることのできる能力」(純 622) への基礎付けを、研究者側のみならず対 象者側でも仮想的につくりあげることによっ て,カント流の倫理は実現される.しかし同 時に、インフォームド・コンセントは、研究 者と同じ思考形式に基づく判断を, 対象者に 対しても強制してしまうように見える.

研究者は, 研究によって起こりうる様々な 帰結のすべて――例えば、対象者が研究協力 に同意しなかったことによって厳しい社会的 評価に晒されること — に対して、完全なコ ントロールを持ってはいない. しかし、研究 者が研究を始めようとしなければ、そうした 帰結がもたらされなかったことを考えると, 少なくともそのような物事の因果の系列を開 始する点に、研究者はコントロールを及ぼし うる. その意味で, 研究者に対し, 「みずから 作用を始めることのできる能力」(純 622) へ の基礎付けを求めることは、必要でありまた 合理的であるように思われる. そして、対象 者を自律的に判断する道徳的行為者すなわち 「人格」として見るべしという要求は、研究 遂行を優先して対象者の保護がおろそかにな るという事態に対して、倫理的な歯止めをか けることにつながる. 研究倫理の歴史をひも とけば、研究者が研究を進めたいという思い に引きずられて対象者に大きな負担を強いる ことを自己のなかで正当化しようとする例が しばしば見受けられるが、そのような格率が 普遍的法則となりうるかを自ら検討すること は、安易な正当化を再考する契機となる.

しかし、対象者を「人格」として見るべし という要求と、対象者もまた自己自身を「み ド・コンセントは、対象者が研究内容に対す ずからの原理の作者」(倫 326) と見なして振

る舞うべしという要求は、同一と呼べるだろ うか. 前項に述べたように, 研究参加への同 意を問われている対象者にとっては、同意・ 不同意いずれを選択するとしても、それによ り生ずる帰結のうち、コントロールを及ぼす ことができる範囲は限定的である. 対象者か ら見れば、同意について問われていることそ れ自体がすでに状況のうちに置かれており, すべてを「みずから作用を始めることのでき る能力 | (純 622) に回収し尽くすことはでき ない. にもかかわらず,「意志が〔意志作用の 対象のあらゆる性質から独立に〕彼自身に対 して法則となる」(倫307)という「意志の自 律 | を対象者に求めることは,研究者/対象 者の間にある非対称性を考慮に入れない, 非 現実的な要求となりかねない. 対象者にとっ ては、〈自分ならざるもの〉への抵抗――強く 内面化されている社会的規範に抗うことや, 広く共有されている社会的イメージを考慮に 入れないようにすること――は、現実的には 難しい. すなわち, 対象者にとって, CC を大 きく高めることはできない。にも関わらず、 CC を十分に高めた上で判断せよという超越 論的な「自律」を要請することは、ときに非 倫理的な響きを伴うこととなる.

では、〈自分ならざるもの〉へのコントロールが確保できず、CC の高濃度化が非現実的であることを受け入れた上でもなお、対象者の「自律」は確保しうるだろうか.

#### 4.「文脈考慮型自律」(CIA)の構想

ここでは、CC を高められないことを前提 とした《自律》の構想を素描する.

#### 4.1 「文脈考慮型自律」(CIA)

抽象的な論述が多くを占めるカントの『純 粋理性批判』のなかで、「悪意の嘘つきの実例」 は、数少ない具体的な記述である。 当該の節 では、「その人物がそれまでに行ってきたこと はすべて無視することができるし、その人物 に影響を与えたさまざまな条件の系列も生起 しなかったかのようにみなすことができる. そしてその上でこの〔嘘をついたという〕行 為はそれまでの状況によってまったく条件づ けられていないものとみなして、その行為者 がみずから自分の行為によって、結果の新し い系列を作りだすかのように考えうることを 前提としている」(純 645) との記述がある. カント日く, その人を非難できるのは, 私た ちが、「すべての経験的な条件とはかかわらず、 理性に基づくことで、その人の行為はまった く別の形で規定されることができたはずであ り、規定されるべきだったと考えるからであ る」(純 645).

これに対して本稿では、「経験的な条件を踏 まえた上でなお、その人の行為はまったく別 の形で規定されることができるかどうか」に 焦点を当てる. すなわち, 対象者にとってコ ントロールの及ばない物事をも考慮に入れた 上で、「まったく別の形 | ――災害研究倫理の 文脈では、「その研究に参加しない」という行 為の選択可能性――が、対象者にとって現実 的なものとして認識されるかどうかに着目す る. このような、従来は排除すべきとされて きた〈自分ならざるもの〉をも考慮に入れた 上での《自律》を、さしあたり「文脈考慮型 自律 | (Context-Informed Autonomy: CIA) と呼ぶこととする. また, ここまでカント流 の自律を「自律」と表記してきたのに対し, CIA における自律は《自律》と表記する.

CIA は、倫理を「みずから作用を始めるこ とのできる能力」に基礎づけることを見直し, 〈自分ならざるもの〉を自らにとってコント ロールの及ばないものとして、そのまま「引 き受ける」という考え方である. 実践的な文 脈において、対象者が判断を下すにあたって 現実に考慮している様々な物事のなかには, 対象者のコントロール下にあるものもあれば, 〈自分ならざるもの〉も含まれている. CIA は、それを排除あるいは置換して CC を疑似 的に高めるのではなく、そのハイブリッド性 を直視する. いわば、ブルーメンベルクのい う「与えるという関係」から、状況に置かれ ているということ (situatedness) を「引き受 ける関係」へ、という視座の転換を伴った倫 理の構想である.

4.2 アクション・リサーチと CIA との異同 従来型の研究倫理や「自律」をめぐる問題 の超克を目指し、既に提唱されている有力な 方法として、アクション・リサーチが挙げられる.本節では、アクション・リサーチとの

カ伝として、アクション・リッーテか争りられる. 本節では、アクション・リサーチとの 異同を論ずることを通して、CIA の特徴を明 らかにする.

アクション・リサーチは、心理学等の社会調査における「他者化」(othering)、すなわち観察対象である人を「他者」(the others)として、「我々」研究者とは区別された対象として扱うことに対する批判に、ルーツの一つを持つ[23][29][30]。途上国の貧困や抑圧された人々の問題に取り組む participatory research [31]や、難民問題や社会福祉分野での研究/支援の実践[32]など、同様の問題意識を持つ様々な分野と合流しつつ、PAR(participatory action research)[33]、CBPR (community-based participatory research)[34]、practitioner

research<sup>[35]</sup>といった概念や実践が、重なり合うようにして発展を遂げてきた。防災分野においてアクション・リサーチを主導している矢守や近藤は、「研究対象者と研究者からなる共同当事者がともになす共同実践」としてこれを定義し、研究者/対象者という二分法からの脱却を強調している<sup>[36]</sup>[<sup>37]</sup>.

英語圏における実践者たちからは、アクション・リサーチの拠って立つ倫理的基盤が、IRBを中心とした倫理審査制度と相容れないとの批判が多く出されてきた。例えば、「対象者の保護」という考え方自体が「見下しの倫理」(condescending ethics)である<sup>[23]</sup>、研究者がアクションを事前に決めるのではなく、研究者と協力者のチームが進行形で決めていくものである<sup>[38]</sup>、研究による被害の最小化を超えて研究者・対象者が相互に便益を得るという視点が必要である<sup>[39]</sup>等々、枚挙に暇がない。実際、CBPRの計画に対してIRBの承認が長期にわたって得られず、研究自体の中止を余儀なくされた例も報告されている<sup>[69]</sup>.

本稿の文脈に引きつけて言うならば、アクション・リサーチは、〈自分ならざるもの〉を含む現在の状況に対して、拡大した「私たち」がともに向き合おうとする構造をつくりだす.研究者/対象者の二分法を固定化して対象者の側からの「与えるという関係」を疑似的に確保するのではなく、対象者が研究のデザインや実践に関わりを持つ、すなわちコントロールを及ぼしうる構造を確保することで、「自律」を担保しようとする試みとも捉えられる.実際、アクション・リサーチの唱道者の一人である Stringer は、その実践が重視する考え方の一つに、「人々が彼ら/彼女ら自身の研究・決定・アクション・洞察に対するコントロールを確保すること」を掲げている[40].

筆者としては、こうした戦略を非常に有望と考えるし、またそれに対応しうる倫理を構想することも、社会安全学における重要な課題と考えている。ただ、災害に係る全ての研究がアクション・リサーチを目指すわけではないし、またそうすべきでもないだろう。観察する者と観察されるモノとを分離し、対象からは距離をとった立場からの観察や分析を通して、普遍化が可能な知見を体系的に獲得しようとするデカルト以来の営みは、今後の災害研究においても小さくない役割を占め続けると思われる。

本稿の提唱する CIA は、アクション・リサ ーチのように研究者/対象者の二分法を乗り 越えるのではなく、その伝統的二分法を堅持 した一般的な研究を射程としている。ここに は一過性の強いアンケート調査や参与観察的 な研究などを含むが、これらは「目標状態の 実現へ向けたベターメントを図るための変化 | [36]を企てるアクション・リサーチとは異なり, 現状の問題状況の改善に直接コミットするも のではない. もっとも、あらゆる災害研究や 社会安全学の研究は、「災害」や「安全」とい った、それ自身のうちに「社会」を含んだ現 象や概念を相手にしている以上注 14),何らか の意味で現状の改善を企図していると言える かもしれない. とはいえ, すべての災害研究 が、アクション・リサーチのように「ある集 合体や社会のベターメント(改善,改革)に 直結した研究活動を、自覚的に | [87]目指して いるわけではない. 例えば、複数の被災地域 における社会調査を通して復興過程の地域間 での異同を明らかにしようとする研究は、あ る特定のコミュニティが置かれた状況の改善 を直接的に目指すものではないが、災害復興 の社会的過程に対する理解をより豊かなもの

とし,将来の防災・減災へと貢献する可能性 を持つであろう. また、特定のコミュニティ をフィールドとする社会学的な研究であって も,対象地域の人々の認識とは敢えて距離を とり, 当該社会が抱いている社会像や目標像 に対して批判的な検討を加える研究もありう る. このように災害研究であっても. ある特 定の集合体や社会の状況変革に向けた対象者 との共同実践に直結しない研究は多く存在し うる.こうした研究では,研究者も対象者も, 対象者が現在置かれている状況に対してコン トロールの拡大を企図せず、基本的には「受 け身 | の関わりしか持たない. CIA は、この ように二重の意味で CC の高濃度化を目指さ ない――①対象者が研究デザインにコントロ ールを持たない、②研究者も対象者も状況変 革を直接的には企図しない――研究を念頭に おき、且つ、カント流の「自律」への基礎付 けに固執しない、新たな倫理の構想である.

#### 4.3 CIA における《自律》の確保

上述のように CIA は、研究者/対象者の二分法を前提とし、また、対象者がそれぞれの状況に置かれていることを「引き受ける」という受動的な関係性のなかで、それでも《自律》の確保を目指す.二分法を前提としている以上、対象者が研究デザインに立ち入ることは考えにくく、研究への参加を承諾するか否かという一点に、《自律》を発揮しうる余地が集中せざるをえない.そのため CIA は、「研究に参加しない」という選択肢(以下、「NO分岐」と表記)が、対象者にとって実際に選びとれる選択肢となっているかどうかに着目する注15).もし、対象者にとって、様々な事情から研究参加を拒めないような状況であるならば、すなわち「NO分岐」を現実的には選

べないと認識されているならば、どんなに研 究者が研究協力の非強制性を強調したとして も,対象者にとって実質的な選択の自由が確 保されているとは言えないだろう. 逆に、対 象者にとっての「NO 分岐」の現実的選択可 能性を上げることが、「参加しない |行為と「参 加する」行為との間での選択の自由を確保す ることにつながる. このとき, 〈自分ならざる もの〉を排除するのではなく、それらを考慮 に入れた上で、「NO 分岐 | の現実的選択可能 性を高めることが重要である. すなわち, 対 象者の判断過程において〈自分ならざるもの〉 からの影響が避けられないことを引き受けた 上でなお、「NO 分岐 | の選択可能性が十分に 確保されて初めて, 研究参加への同意をめぐ る《自律》的判断が可能になるものと考える.

前述のように、カント流の義務倫理学に基礎を持つインフォームド・コンセントでは、研究参加に同意する際の対象者の「心のありよう」を問う。図1の左側は、研究参加への打診を受けた際の対象者の心的空間に浮かび上がる様々な思いを、概念的に表現したものである。提示された研究内容に関する対象者自身の心象のほか、社会的なプレッシャー、身近な他者の視線、体面の保持、援助を受けたことへの謝意など、多くの思いが入り混じっている。従来型の研究倫理では、これらのうち、対象者のコントロールの及ばない要素

が同意判断に影響しないよう, 研究計画段階 でCCを高める努力が行われる。図中右側の 網掛け部分が、倫理的配慮を行った後の対象 者の「心のありよう」を仮想的に示しており、 社会的圧力や身近な他者の視線といった〈自 分ならざるもの〉は考慮対象から(完全にで はないものの)排除され、心的空間の大部分 を研究内容に関連する事項(研究に対する心 象,科学研究への理解,リスクと便益の比較 考量)が占めている. このようにして CC の 高濃度化が十分に達成され、同意判断が対象 者自身の「自発的」な意思に基づいて行われ たかどうかが、倫理的と言えるかどうかの判 断基準となってきた. これは、研究者に対す る倫理的要請、すなわち研究者が自身の傾向 性に流されるのではなく、「みずから作用を始 めることのできる能力」(純 622) への基礎付 けを求めることと、構造的な同型性を持つ.

カントならば、たとえ外部から大きなプレッシャーがかかっている状況にあったとしても、自らの行為の格率が普遍的法則たりえるかどうかを検討し、そうでないならば、普遍的法則たりえる格率を自ら設定してそれに振る舞うことが「自律」であると言うだろう。『実践理性批判』における偽証の事例では、暴虐な君主が臣下に対し、ある誠実な人物に不利になるような偽証をするように強要し、従わなければ死刑に処すと脅迫する(実39).

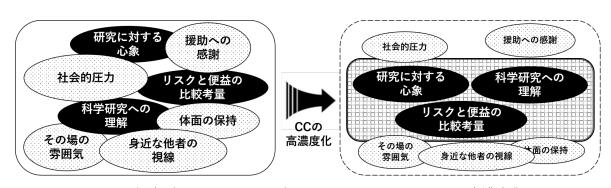


図 1 従来型のインフォームド・コンセントにおける CC の高濃度化

このような強い圧迫を受けている状況では, 自分の生命を保ちたいという思いに従ってい る限りでは、偽証を拒むことは非常に困難で あろう. しかし、誠実な人物について偽証を するという行為の格率は、普遍的法則たりえ ない. たとえ強いプレッシャーを受けている 状況であっても、 普遍的法則という「ひとり ひとりの人間を超越するもの | [76]に思いを馳 せることで、善なる行為の可能性を見出すこ とができ、そこにカントは「自律」を見出す. これはいささか極端な事例ではあるが、プレ ッシャーのかかる状況下におけるカント流の 「自律」の発揮の仕方と、現実的な状況にあ っても CC を高めることを要請するインフォ ームド・コンセントとは、その根底でつなが っていると考えられる.

しかし、対象者に対して、自身の置かれた 状況についてそれほどまでの抵抗と超越を求 めることは、いささか酷であろう。図2のよ うに、CIAは、カントと同様に対象者の「心 のありよう」に着目するが、状況からの超越 は求めず、状況を引き受けた上で、研究参加 をめぐる判断に際しての「NO分岐」の選択 可能性を問題とする。CIAは、対象者の心の うちに去来する様々な思いの間に、考慮すべ き/排除すべきという線引きを行わない。そ れらの思いは、対象者が既に置かれている状 況から生じていることであると捉え、そのよ

うな状況にあっても研究に参加しないという 選択肢を選びうるかどうかを検討する. この 「NO 分岐」の選択肢が現実的であればある ほど、対象者の《自律》が確保されると考え る. 現実的な文脈を踏まえた上で、対象者が 参加しないことも十分にありえたはずである けれども、参加することを「自発的に」選び とったと言えるからである。そのため研究者 に計画段階で求められる倫理的配慮は,「もし 私が対象者であったなら、私が置かれた現実 的な文脈を考慮しても、私にとって参加しな いという選択肢が十分に開かれているだろう か? という想像から展開されることとなる. ここで、「NO 分岐 | の選択可能性を高める とはどのようなことかを, 具体例を挙げて論 じてみたい.

# 4.3.1 大学の授業におけるアンケート実施

災害研究からは少し離れるが、まずは大学においてしばしば倫理的な問題となる、講義中のアンケート実施の例を考えてみよう.心理学の授業等において、教員が学生に対してアンケート調査を行うことはままあるが、成績評価において研究参加を加点条件とすることは倫理的でないとされる[41].従来の研究倫理の枠組みに即して考えると、この事例は、成績評価に影響するという大きなインセンティブを付与することが、学生にとっての「自

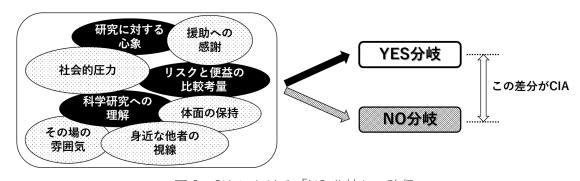


図 2 CIA における「NO 分岐」の確保

律」を歪めてしまう、すなわち「みずから作用を始めることのできる能力」(純 622)ではなく、〈動物的な選択意志〉に基づく行動を誘発してしまうことが容易に想定されるため、倫理的ではないと解される.

CIA の枠組みにおいても、同事例が倫理的 でないという評価は変わらないが、その評価 過程はいささか異なる. CIA では、アンケー ト参加に対する加点というインセンティブが, 「NO 分岐」の選択可能性を実質的に高める かどうかという点を問題とする. 単位取得を 望む多くの学生にとって、少しでも加点を得 ることは切実な欲求である. 難しい試験やレ ポートに拠らず、講義中に簡単なアンケート に参加するだけで加点がもらえるとなれば, 多くの学生にとっては「参加しない」という 選択肢は実質的に無きに等しいであろう. す なわち, 加点というインセンティブは, 研究 への不参加が現実的な選択として学生に認識 される可能性を減じてしまうと解されること から、対象者である学生の《自律》を狭めて しまうため、倫理的とは言い難いという評価 が導かれる.

#### 4.3.2 匿名性の確保

匿名性の確保は、従来型の IRB の審査において必須とされる条件の一つである。 CIA でも匿名性は重要と考えるが、その意味付けはいささか異なる。 従来の研究倫理では、対象者が周囲の文脈を考慮しないで済むように、いわば「研究に参加しやすくするための条件」として匿名性が捉えられてきたと言えるだろう。一方、CIA では、研究に参加しないという選択肢の実質性を確保するための条件として、匿名性を位置づける。

前述の緊急時対応要員の事例を CIA の観

点から検討する. 仮に、対象者が研究参加に 同意しなかったことが世間に知られた場合, その職業に対するポジティブなイメージを損 ねたとして社会的な非難を浴びるかもしれな いと考えれば、対象者にとって「NO 分岐」 の選択可能性は現実的には低い. 研究参加の 匿名性を保証し、対象者が参加したか否かを 社会的に特定が不可能な形にすれば、社会的 な評判を考慮に入れた上でもなお、対象者が 「参加しない」行為を選択できる可能性は上 がる, すなわち対象者にとって選択の自由が 確保されると言える. 従来の研究倫理が、〈自 分ならざるもの〉 — ここでは社会的イメー ジを傷つけることに対する世間からの非難 — からの影響を遮断して CC を高めるもの として匿名性を位置づけるのに対し、CIA で は、〈自分ならざるもの〉を考慮に入れた上で 「NO 分岐」の選択可能性を向上させる条件 として匿名性を位置づける.

逆に言えば、匿名性は、このようにして「NO 分岐」の選択の実質性を向上させるからこそ意味があるのであって、如何なる文脈においても無条件で求めるものではないと、CIAでは考える. 従来型の研究倫理審査では、CC を高める観点から教条主義的に匿名性を要求しがちだが、様々な理由から対象者自身が名前を出すことを望む例や、匿名化自体にある種の権力関係やアイデンティティをめぐるポリティクスが働いている場合もある[25]. CIA は、こうした個々の事例の文脈を考慮に入れた上で、匿名性をはじめとする種々の条件が、対象者にとって「NO 分岐」の選択可能性を向上させるかどうかという観点から、研究者の倫理的思考を促す.

4.3.3 「NO 分岐」の確保が不十分であることへの共通了解としてのラポール

CIAから見て、X町事例の「嫌とは言えない」という発話は、どう解釈しうるか.

同事例において住民Bが気にしているのは、 深く内面化されている互酬性の社会的規範や, 集落の他の住民からの視線である. 研究者 A は、集落と関係を築き始めてから日が浅く、 他の住民からのBへの視線に対して介入しう るような力は持っていないし、 互酬性という 強固な社会的規範を変える力も持っていない. Aにとっても Bにとっても、社会的規範や集 落住民からの評判は、コントロールの及ばな い〈自分ならざるもの〉として立ち現れてい る. そのような中で B が発した「嫌とは言え ない | という言葉は、Bにとって「NO分岐 | が十分に選択可能とは認識されていない現状 を, A が直視するよう迫っているとも解釈で きる. B 自身にとっては如何ともしがたい成 分を含んでいるということ, つまりカント流 の「意志の自律」に十全には帰着させられな い状況があるということについて、Aに対し て共通了解を求めているのである.

CC の高濃度化を志向する従来型の研究倫理では、そのような思いは排除して考えよという要求をしがちであるが、CIA では CC を高められないこと自体を正面から受け止めることを求める. 対象者にとっての「NO 分岐」の選択可能性を向上させる努力を行った上で、なおそれが十分に確保しきれない場合には、それでもカント的な意味での「自律」的判断が可能であるかのような擬制を貫くのではなく、その限界を研究者側が正面から認識することが重要であろう. 無論、このことが、「NO分岐」の選択可能性を高める努力を行わない言い訳として使われてはならない. しかし、

〈自分ならざるもの〉からの影響の遮断に固執するのではなく、対象者が(研究者も)状況に置かれているという被拘束性を適切に認識することこそ、CIAの目指す倫理的配慮の姿である。対象者にとって「NO分岐」を高める努力をしつつ、しかしそれが十分には確保されていないことについて、対象者と研究者が率直に認め合える関係が、CIAにおける「ラポール」の構築と解される。

#### 4.4 補論:「NO 分岐」と負担との関係

最後に補論として、「NO分岐」の選択可能性と研究参加に伴う負担との関係性について、若干の考察を加えたい。4.3.1 のように、教員が学生に対してアンケートへの参加を求める事例を検討する。このとき、アンケートの回答に係る負担が小さい場合(例:全て選択式の設問で、10分程度で回答が完了する場合)と、負担が大きい場合(例:自由記述の設問を含み、まじめに取り組むと回答に2時間を要する場合)を考えてみる。

通常の感覚では、後者のほうが前者よりも 学生にかかる負担が大きいため、より慎重な 倫理的配慮を求めるべきと考えられるだろう。 しかし、「NO分岐」の選択可能性という観点 からは、前者のほうが後者よりも「NO分岐」 を選びにくいとの示唆が導かれうる。2時間 もかかるアンケートであれば、教員と学生の 間にある権力勾配を考慮に入れたとしても、 それほど重い負担は嫌だ、という意思表示を 学生が行うことは容易になると思われる。一 方、10分程度の簡単なアンケートの場合には、 負担が小さいぶん、少々面倒であったとして も教員に頼まれたから仕方がないか、という 思いを学生が抱きやすくなる。すなわち、教 員と学生の関係性など実際の状況を考慮した 場合,負担の小さなアンケートのほうが,か えって学生たちの「自発的」な意志表示の機 会を後景化させ、学生たちが搾取される可能 性が増すことを示唆する.

もっとも、このことが直ちに倫理的に問題 であるとの評価を導くわけではない. 上記の 場合であっても、例えば学生が教員に対し、

「先生に頼まれたら嫌とは言えないですよ」と率直に話せるのであれば、4.3.3 の議論と同様、「NO分岐」を選びにくい現実について研究者と対象者がある種の共通了解に達しているとも解される.

無論、権力勾配の程度と負担の程度との関 係性によって、その判定は変わりうる. 仮に、 教員が学生に対して非常に強権主義的な状況 をつくり出している場合(それ自体が倫理的 に望ましいことではないが), 負担の大きいア ンケートへの参加を要請されたとしても、学 生が断ることは難しいだろう. こうした状況 下では、学生に実質的に強制される負担の大 きさを反映して, 負担の大きい調査に対して はより慎重な倫理的配慮を求める必要がある だろう. また、上記の状況で「先生に頼まれ たら嫌とは言えないです」という言葉が学生 から発せられた場合, それは前述の例に示し たような共通了解としてではなく、教員から の精神的圧迫に対する必死の抵抗として解釈 すべきかもしれない. 文言上は同一であって も、それが発せられた状況や文脈によって解 釈は変わりうるし、倫理的な観点からの評価 も変動しうる.

このように CIA は、対象者にかかる負担の 大きさのみならず、実際の状況が持つ様々な 文脈を考慮した上で「NO 分岐」の選択可能 性を検討しうる点に、一つの特徴がある.

#### 5. 結論

本稿では、仮想事例における「嫌とは言え ない」という発話を出発点として、災害研究 をめぐる倫理についての考察を行った. 従来 の研究倫理が依拠してきたカント流の「自律」 が,「みずから作用を始めることのできる能力」 そして「与えるという関係」に基礎付けられ ていることを確認し、CC を高めるという志 向性をその基層に見出した. その上で, この ような意味での「自律」が、災害研究の実践 的文脈との間でどのような摩擦を生んでいる のかを批判的に論じた. これらの議論を踏ま え、CCの高濃度化を目指さず、カント流の 「自律」にも固執しない、CIA という新たな 《自律》の概念を試行的に提示した. CIA は、 「与えるという関係|から「引き受ける関係| へと視座を転換させ、従来の「自律」からは 排除されてきた〈自分ならざるもの〉をも考 慮に入れた上で、対象者にとって「NO分岐」 が現実的な選択肢として認識されるとき、そ こに《自律》を見出す. CIA において匿名性 やラポールは、「NO 分岐」の選択可能性を高 めるための条件や、「NO 分岐」の確保が不十 分であることに対する研究者と対象者との共 通了解として、捉え直すことができる.

本研究で提示した CIA は、しかし、十分な理論的彫琢を経たものではない。カントの「自律」をめぐっては、哲学や倫理学において数百年にわたる多大な議論の蓄積があり、本稿におけるカントの読みに対しては様々な批判がありえよう。同様に、自由意志の哲学における「自由」や「他行為可能性」に係る議論もまた膨大であり「42」、本研究の射程を大きく超えている。医療倫理や生命倫理の分野でも、安楽死などの実際的な問題を踏まえて「自律」

や「自己決定」をめぐる深い議論が展開されているが<sup>[43][44]</sup>, それらはほとんど参照できていない. 具体的な研究倫理審査に CIA をどのような形で組み込めるのかなど, より実践的な観点からも多くの課題がある.

本稿が、上記のような限界はあるものの、 災害研究倫理の議論が日本において冷笑的に 捉えられるのみならず、また手続き論のみに 回収されることもなく、倫理のありよう自体 を問い直す契機の一つとなれば幸いである.

#### 謝辞

本研究は,2021年度関西大学若手研究者育成経費「災害研究における倫理的考慮の具体化に向けた研究」の助成を受けた。また、匿名の査読者から、有益な指摘を受けた。ここに感謝したい。

なお筆者は、2020年度秋学期より社会安全 学部研究倫理委員会の委員長を務めている. 上記の研究助成に応募した 2020 年春の時点 では、研究倫理委員に任命されることは念頭 になく、その後に委員長職に就いたのは(少 なくとも筆者にとっては) 偶然であった. 本 稿の内容は,研究倫理委員会としての見解で はなく筆者個人の主張であり、個別案件の倫 理審査とは関係しない. また当然ながら, 倫 理審査で知り得た具体的な研究計画に係る情 報は、本稿執筆に当たって全く利用していな いつもりである. しかしながら, 万一, 本稿 の執筆・公開によって過去の倫理審査への申 請者が不利益を被るようなことがあれば、そ の不利益の回復に向けてできうる限りの努力 を行うことが、筆者の責任であると考えてい る.

### 注

- (1) 本稿では、英語の"informed consent"を、 カタカナで表記する. 同語の日本語訳とし て,「説明と同意」,「説明と理解・納得・同 意」,「納得診療」などが提案されているが, 「インフォームド・コンセント」というカ タカナ言葉としての使い方が, 医療分野に おいては一般に定着しつつある。1990年 代半ばの厚生省(当時)の検討会でも、「強 いて訳語を作るよりは、「インフォームド・ コンセント | という原語のままの用語を用 いる | との記述が見られる[45]. もっとも, 外国語に由来する言葉がそのまま日本語 に使われていることは、その語が原義を保 ったままで日本社会に受け入れられてい ることを意味するわけではない. むしろ, カタカナで表記されていること自体が,同 語が日本社会において十分に咀嚼されて いないことを示すとも推定される[46].
- (2) 英語圏における研究倫理の議論では、研究参加に伴う"コスト"と"リスク"について、前者を短期的・感情的な不快、後者を持続的な心理的・身体的被害という意味で用いる例が多い<sup>[9]</sup>. このような区別の妥当性についても議論の余地はあるが、ひとまずここでは上記の用法を踏襲する.
- (3) もっとも、その歩みは一様ではない。例えば米国では、連邦政府からの研究資金付与と紐づける形で施設内倫理審査委員会(Institutional Review Board: IRB)を制度化しており、1990年代以降、社会科学系の研究もその審査対象に含められた。しかし2000年代に入り、多くの問題点が指摘され[47]、近年は社会調査などリスクの低い研究を審査から除外する方向でルール

が改訂されている[48].

- (4) 本稿では、研究に参加する人や研究参加 への同意を求められている人を総称し、 「対象者」と表記する. これらの人々は、 日本語では「参加者」「協力者」「被験者」、 英語では"participant", "researched", "subject"などと呼称されているが、定まっ た名称があるわけではない. 例えば, 「被 験者 | という呼称に対しては、研究者が対 象者を従属的に見ている印象を与えると の懸念から,対象者が主体的・能動的に研 究に参加・協力するという側面を重視して 「参加者」「協力者」と呼ぶべきとの立場 がある[88]. しかし後者に対しても, 研究者 が設定した研究に受動的に参加を求めら れているという非対称な関係を却って覆 い隠してしまう、との批判もある[49]. 本稿 では、後述するように、両者間の立場上の 区分に焦点を当てて議論を展開するため, 「対象者」の語を充てることとする.
- (5) 災害研究倫理をめぐる国際的な議論は、 このほかにも, 医学研究と災害研究の性質 の違い[50], 先進諸国の研究者らが途上国 の被災者を研究対象とする構造に対する 新植民地主義的観点からの問題提起[51][52], 大学における新自由主義や管理主義への 抵抗[53],災害発生直後の消えやすいデー タ収集の必要性と時間のかかる倫理審査 との相克[54][55],対象となるコミュニティ との協働のあり方など[7][24], 相互に関係す るが幅広い論点を含んでいる. 日本でも, 人や地域を対象とする研究や調査が, 研究 される側・調査される側にとって「迷惑」 や「被害」を不可避的に伴う営為であるこ とは、民俗学や人類学等の分野で古くから 論じられてきた[56]. 社会学分野では, 2000

- 年代に米国型の IRB を導入するか否かを契機として、研究の方法論に係る深い議論も行われている<sup>[57][58]</sup>. また、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模な災害の後には数多くの調査・研究が行われてきたが、そのたびに研究者の研究姿勢の妥当性や倫理的配慮に係る議論が起きている<sup>[59][60][61]</sup>. これらを網羅的に論ずることは本稿の射程を大きく超えるため、稿を改めて検討したい.
- (6) ただし同研究では、「嫌とは言えなかった」と回答した人も含めて、95%以上もの対象者が研究参加による便益がコストを上回っていると答えている。そのため全般的な結論としては、このような研究の実施やインフォームド・コンセントの手続きに対して肯定的な評価を与えている<sup>[8]</sup>. また、研究参加時に一時的な感情的苦痛を感じた人のほうが、研究参加による便益をむしろ高く評価する傾向があるとの結果もあり<sup>[62]</sup>、結果の解釈は単純ではない。
- (7) 近年, 災害を対象とした人文・社会科学研究は, 社会学, 人類学, 政治学, 人文地理学, 科学技術社会論などを広く横断する形で, 国際的にも「災害研究」(disaster studies) として形をなしつつある[63]. 本研究は, 災害研究のなかでも特に, 災害を経験した直後の人やコミュニティを直接的な対象として, フィールド・ワークや聞き取り調査の実施を伴う研究を念頭に置く.
- (8) Putnam らのソーシャル・キャピタル論では、「一般化された互酬性の規範」(norms of reciprocity)が重要な要素として挙げられている<sup>[64]</sup>.
- (9) カント研究者の間では、『純粋理性批判』 原典からの引用を行う場合、1781 年刊行

の第一版をA, 1787 年刊行の第二版をB として, 双方の該当頁数を併記することが 慣例となっている. しかし本稿においては 煩雑さを避けるため、同書から引用する場 合,参考文献14に挙げた日本語版(中山 元・訳)『純粋理性批判5』に依拠し, (純 ○○)という形で引用箇所の段落番号を本 文中に記載する. また, 『プロレゴーメナ・ 人倫の形而上学の基礎づけ』は、参考文献 16 に挙げた日本語版(土岐邦夫, 観山雪 陽,野田又夫・訳)に依拠し,(倫○○)と いう形で引用箇所の頁数を本文中に記載 する.『実践理性批判』は、参考文献84に 挙げた日本語版(中山元・訳)『実践理性 批判1』に依拠し、(実〇〇)という形で引 用箇所の段落番号を本文中に記載する. な お、中山訳では、カントの定訳とは異なる 語が一部に採用されている (例:「格率」 (maxime)は「行動原理」と訳されている).

- (10) 自由意志の哲学では、フィッシャーらによる「誘導コントロール」(guidance control)と「統制コントロール」(regulative control)の区別や[65]、スミランスキーによる「究極的コントロール」(ultimate control)の不可能性など[66]、「コントロール」をめぐり濃密な議論が展開されており、その見取り図を示すことは筆者の力量を大きく超える。本稿では「コントロール」に対して厳密な定義は与えず、日常的な感覚に近いと思われる、「私たち次第であること」(up-to-usness)であると近似的に解釈して議論を進める。
- (11) 〈自分ならざるもの〉という語は、中野 (2001) [67]に拠った。
- (12) 研究倫理におけるこうした「リスク」概念の貫徹自体, 批判的な検討の対象となっ

ている[53][68]

- (13) 研究倫理審査を言論・出版の自由との緊 張関係から批判的に捉える立場からは、 IRB による倫理審査の基盤となっている ベルモント報告が、ナチスの人体実験やタ スキーギ事件などの極端な事件を"moral anchors"としており、その前提を再考する 必要性についての指摘がある<sup>[83]</sup>.
- (14) 災害研究分野では、「災害」(disaster)とは外力(hazard)と社会的な脆弱性との相互作用によって起きるものという考え方が浸透しつつあり、その定義上社会や人為が関わる概念であることが強調され、「自然災害」(natural disaster)という語の使用は回避される傾向にある<sup>[85]</sup>. また、本来は社会的な価値判断をも含むハイブリッドな概念であるはずの「安全」が、日本では「安心」と並置されることで「科学化」が進んできたことを批判した論考がある<sup>[86]</sup>.
- (15) 本稿の議論は、自由意志の哲学における 「他行為可能性」(「選択可能性原理」) す なわち「ある人格について, その人が自分 の為したことに関して道徳的責任がある のは、彼が別のことも為しえた場合のみな のである」[70]という考え方から影響を受 けている. ただし,「他行為可能性」への コミットメントには論者によって様々な 程度があり、多くの異論や批判もある[71]. また, 一ノ瀬が指摘するように, 自由意志 論が主な対象としてきた「すでに発生した 行為」に関する「自由」(p-自由)と,「こ れから発生する事象」に関する「自由」(f-自由)との間には、議論において大きな分 断がある<sup>[72]</sup>. 本稿で示した CIA における 《自律》は「f-自由」との関連が深いと思 われ,この点の考察は今後の課題としたい.

# 参考文献

- [1] Council for International Organizations of Medical Sciences (CIOMS) (2016),
  International Ethical Guidelines for Health-related Research Involving Humans, Fourth Edition, Geneva.
- [2] AR ジョンセン(藤野招宏、前田義郎・訳) (2009)『医療倫理の歴史-バイオエシックス の源流と諸文化圏における展開』ナカニシヤ出 版.
- [3] Norris FH & Elrod CL (2006). Psychosocial consequences of disaster: A review of past research. In: Norris FH, Galea S, Friedman MJ & Watson PJ (eds.) *Methods for disaster mental health research*, 20–42. London: The Guildford Press.
- [4] Rosenstein DL (2004). Decision-making Capacity and Disaster Research. *Journal of Traumatic Stress* 17(5): 373–381.
- [5] Collogan LK, Tuma F, Dolan-Sewell R, Borja S & Fleischman AR (2004). Ethical Issues Pertaining to Research in the Aftermath of Disaster. *Journal of Traumatic Stress* 17(5): 363-372.
- [6] Levine C (2004). The Concept of Vulnerability in Disaster Research. *Journal of Traumatic Stress* 17(5): 395-402.
- [7] Kendra J & Gregory S (2019). Ethics in Disaster Research: A New Declaration. In: Kendra J, Knowles SG & Wachtendorf T (eds.) Disaster Research and the Second Environmental Crisis. 492-528. Springer International Publishing.
- [8] Ruzek JI & Zatzick DG (2000). Ethical Considerations in Research Participation Among Acutely Injured Trauma Survivors: An Empirical Investigation. General Hospital Psychiatry 22: 27-36.
- [9] Newman E & Kaloupek D (2009). Overview of Research Addressing Ethical Dimensions of Participation in Traumatic Stress Studies: Autonomy and Beneficence. *Journal of*

- Traumatic Stress 22(6): 595-602.
- [10] Oliver-Smith A (1996). Anthropological Research on Hazards and Disasters. *Annual Review of Anthropology* 25: 303–28.
- [11] 今井信雄(2005)「社会調査における制御可能 性と不可能性」『先端社会研究』3: 111-130.
- [12] Lombardo P (2003). Of utmost national urgency: The Lynchburg Colony Hepatitis Study, 1942. In: Moreno PA. *In the Wake of Terror: Medicine and Morality in a Time of Crisis.* 3-15. MIT Press: Cambridge.
- [13] Emanuel EJ, Wendler D & Grady C (2000). What makes clinical research ethical?. *Journal of the American Medical Association* 283(20): 2701–2711.
- [14] I カント(中山元・訳)(2013)『純粋理性批判 5』光文社古典新訳文庫.
- [15] O'Neill, O (2002). Autonomy and trust in bioethics. Cambridge: Cambridge University Press.
- [16] I カント (土岐邦夫, 観山雪陽, 野田又夫・ 訳) (2005) 『プロレゴーメナ・人倫の形而上 学の基礎づけ』中央公論新社.
- [17] H ブルーメンベルク (生松敬三, 熊田陽一郎・訳) (1977) 『光の形而上学: 真理のメタファーとしての光』朝日出版社.
- [18] 鷲田清一 (2007) 『思考のエシックス: 反・方 法主義論』ナカニシヤ出版.
- [19] P バーンスタイン (青山護・訳) (2001) 『リスク:神々への反逆』日本経済新聞出版.
- [20] Lederman R (2006). The perils of working at home: IRB 'mission creep' as context and content for an ethnography of disciplinary knowledges. *American Ethnologist* 33: 482–91.
- [21] Brun C (2009). A geographers' imperative? Research and action in the aftermath of disaster. *The Geographical Journal.* 175(3): 196-207.
- [22] Khanlou N & Peter E (2005). Participatory action research: considerations for ethical review. *Social Science & Medicine* 60: 2333-2340.
- [23] Eikeland O (2006). Condescending ethics and

- action research. Action Research 4: 37-47.
- [24] Henderson J & Liboiron M (2019).
  Compromise and Action: Tactics for Doing
  Ethical Research in Disaster Zones. In: Kendra
  J, Knowles SG & Wachtendorf T (eds.) Disaster
  Research and the Second Environmental Crisis.
  492-528. Springer International Publishing.
- [25] Elwood S (2007). Negotiating Participatory Ethics in the Midst of Institutional Ethics. ACME: An International E-Journal for Critical Geographies. 6(3): 329-338.
- [26] Mackenzie C & Stoljar N (eds.) (2000).
  Relational Autonomy: Feminist Perspectives on Autonomy, Agency and the Social Self. New York: Oxford University Press.
- [27] Gergen K (2003). Action research and orders of democracy. *Action Research*, 1(1): 39–56.
- [28] Hansson SO (2006). Informed Consent Out of Context. Journal of Business Ethics 63: 149-154.
- [29] Lippitt R (1949). *Training in community* relations: A research exploration toward new group skills. New York: Harpers & Brothers.
- [30] Benne KD, Bradford LP, Gibb, JR & Lippitt RO (1975). *The laboratory method of changing and learning*. Palo Alto, CA: Science and Behavior Books.
- [31] Park P, Brydon-Miller M, Hall B, & Jackson T. (eds.) (1993). Voices of change: participatory research in the United States and Canada. Toronto: Ontario Institute for Studies in Education Press.
- [32] Pittaway E, Bartolomei L & Hugman R (2010). 'Stop Stealing Our Stories': The Ethics of Research with Vulnerable Groups. *Journal of Human Rights Practice* 2(2): 229-251.
- [33] Elden M & Levin M (1991). Cogenerative learning: bringing participation into action research. In: Whyte WF (ed.) *Participatory action research*. 127–142. Newbury Park, CA: Sage Publications.
- [34] Minkler M & Wallerstein N (2008). Introduction to Community-Based

- Participatory Research: New Issues and Emphases. In: Minkler M & Wallerstein N (eds.) Community-Based Participatory Research for Health: From Process to Outcomes, 2nd Edition. San Francisco: Jossey-Bass.
- [35] Zeni J (ed.) (2001). Ethical issues in practitioner research. New York: Teachers College Press.
- [36] 矢守克也 (2018) 『アクションリサーチ・イン・アクション: 共同当事者・時間・データ』 新曜社.
- [37] 近藤誠司 (2022) 『防災教育学の新機軸―まなび合いのアクションリサーチ』 関西大学出版部.
- [38] Hilsen AI (2006). And they shall be known by their deeds: Ethics and politics in action research. *Action Research* 4(1): 23-36.
- [39] Mackenzie C, McDowell C & Pittaway E (2007). Beyond 'Do No Harm': The Challenge of Constructing Ethical Relationships in Refugee Research. *Journal of Refugee Studies* 20(2): 299-319.
- [40] Stringer ET (2013). *Action research.* Los Angeles: Sage.
- [41] 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」 編集委員会(2015)「科学の健全な発展のため に:誠実な科学者の心得」(テキスト版).
- [42] Kane R (ed.) (2011). The Oxford Handbook of Free Will, Second Edition. New York: Oxford University Press.
- [43] 小松美彦 (2018)『「自己決定権」という罠: ナチスから相模原障害者殺傷事件まで』言視 金
- [44] 高橋隆雄,八幡英幸・編(2008)『自己決定論のゆくえ:哲学・法学・医学の現場から』九州大学出版会.
- [45] 厚生省(1995)「インフォームド・コンセント の在り方に関する検討会報告書:元気の出るイ ンフォームド・コンセントを目指して」.
- [46] 柳父章 (1995)『翻訳の思想』筑摩書房.
- [47] Schrag ZM (2010). Ethical Imperialism: Institutional Review Boards and the Social

- Sciences, 1965-2009. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- [48] 田代志門 (2014)「研究規制政策のなかの社会 調査:「研究者の自治」から「行政指導」 へ?」『社会と調査』12:5-12.
- [49] 安藤寿康,福士珠美,佐倉統(2009)「人を対象とした研究の倫理」『日本音響学会誌』65(6): 324-330.
- [50] O'Mathúna DP (2012). Roles and Challenges for IRBs with Disaster Research. Research Practitioner, 167-174.
- [51] Sumathipala A et al. (2010). Ethical Issues in Post-Disaster Clinical Interventions and Research: A Developing World Perspective. Key Findings from a Drafting and Consensus Generation Meeting of the Working Group on Disaster Research and Ethics (WGDRE) 2007. Asian Bioethics Review 2(2): 124-142.
- [52] Gaillard JC & Gomez C (2015). Post-disaster research: Is there gold worth the rush?. *Jàmbá: Journal of Disaster Risk Studies* 7(1): a120.
- [53] Wynn LL (ed.) (2014). Ethics review regimes and Australian anthropology. *The Australian Journal of Anthropology* 25: 373-392.
- [54] Stallings RA (2007). Methodological issues. In: Rodriguez H, Quarantelli EL & Dynes R (eds.) Handbook of disaster research. 55–82. New York: Springer.
- [55] Peek L, Tobin J, van de Lindt JW & Andrews A (2021). Getting Interdisciplinary Teams into the Field: Institutional Review Board Preapproval and Multi-Institution Authorization Agreements for Rapid Response Disaster Research. Risk Analysis 41(7): 1204-1212.
- [56] 宮本常一,安渓遊地(2008)『調査されるという迷惑ーフィールドに出る前に読んでおく本』 みずのわ出版.
- [57] 藤本加代 (2007) 「アメリカ合衆国における 「IRB 制度」の構造的特徴と問題点: 日本の 社会科学研究における研究対象者保護制度の構 築に向けて」『先端社会研究』 6: 165-188.
- [58] 長谷川公一 (2007)「社会調査と倫理: 日本社

- 会学会の対応と今後の課題」『先端社会研究』 6: 189-212.
- [59] 西道実,松井豊 (1999)「大規模災害における 避難組織運営に関する総合的研究報告書」.
- [60] 日本学術会議 東日本大震災に係る学術調査検 討委員会(2017)「東日本大震災に関する学術 調査・研究活動:成果・課題・提案」.
- [61] 飯島祥彦 (2014)「災害時の調査研究の倫理」 『生命倫理』24(1): 52-59.
- [62] Carlson E, Newman E, Daniels J, Armstrong J, Roth D & Loewenstein R (2003). Distress in response to and perceived usefulness of trauma research interviews. *Journal of Trauma & Dissociation* 4: 131–142.
- [63] Fortun K, Knowles SG, Choi V, Jobin P, Matsumoto M, de la Torre III P, Liboiron M & Murillo LFR (2017). Researching Disaster from an STS Perspective. In: Felt U, Fouché R, Miller CA & Smith-Doerr L (eds.) *The* Handbook of Science and Technology Studies, Fourth Edition. 1314-1419. Cambridge: The MIT Press.
- [64] RD パトナム (河田潤一・訳) (2001) 『哲学する民主主義:伝統と改革の市民的構造』NTT 出版,
- [65] Fischer JM & Ravizza M (1998). Responsibility and control: A theory of moral responsibility. Cambridge: Cambridge University Press.
- [66] Smilansky S (2000). *Free will and illusion*. Oxford: Clarendon Press.
- [67] 中野俊光 (2001)「『超越論的自由』と『自 律』について」『筑波大学倫理学研究会』18: 77-90.
- [68] Hannigan J (2012). Disasters Without Borders: The International Politics of Natural Disasters. MA: Polity Press.
- [69] Saxton D, Brown P, Seguinot-Medina S, Eckstein L, Carpenter DO, Miller P & Waghiyi V (2015). Environmental health and justice and the right to research: institutional review board denials of community-based chemical biomonitoring of breast milk. *Environmental* Health 14: 90.

- [70] HG フランクファート「選択可能性と道徳的責任」、門脇俊介、野矢茂樹・編、法野谷俊哉ほか訳(2010)『自由と行為の哲学』春秋社所収、第2論文、
- [71] JK キャンベル (高崎将平・訳) (2019) 『自由 意志』岩波書店.
- [72] 一ノ瀬正樹 (2011)『確率と曖昧性の哲学』岩 波書店.
- [73] 品川哲彦 (2020) 『倫理学入門: アリストテレスから生殖技術, AI まで』中公新書.
- [74] 嶋崎太一 (2012)「医学的臨床研究における 「治療であるという誤解」をめぐる倫理学的考 察」『HABITUS』16: 87-102.
- [75] 栗原千絵子 (2014)「ヘルシンキ宣言 2013 年 改訂一来る半世紀への挑戦」『臨床薬理』 45(2): 41-51.
- [76] 品川哲彦(2015)『倫理学の話』ナカニシヤ出版.
- [77] Appelbaum PS, Roth LH & Lidz CW (1982). The Therapeutic Misconception: Informed Consent in Psychiatric Research. *International Journal of Law and Psychiatry* 5(3-4): 319-329.
- [78] Dresser R (2002). The ubiquity and utility of the therapeutic misconception. *Social Philosophy & Policy Foundation* 19(2): 271-294.
- [79] Appelbaum PS & Lidz CW (2011). The therapeutic Misconception. In: Emmanuel et al. (eds.) The Oxford Textbook on Clinical Research Ethics, 633-644. Oxford University Press.
- [80] 高井寛, 松井健志 (2020)「臨床試験における 倫理的諸問題―被験者の視点から見えてきたこ と一」『生命倫理』30(1): 58-66.
- [81] Ahmad A & Mahmud SM (2010). Philanthropic Misconception. *Asian Bioethics Review* 2: 154-161
- [82] Louis-Charles HM, Howard R, Remy L, Nibbs F & Turner G (2020). Ethical Considerations for Postdisaster Fieldwork and Data Collection in the Caribbean. *American Behavioral Scientist* 64(8): 1129-1144.
- [83] Hamburger P (2007). Getting Permission.

- Northwestern University Law Review 101(2): 405-492.
- [84] I カント(中山元・訳)(2015)『実践理性批判 1』光文社古典新訳文庫.
- [85] Chmutina K & von Meding J (2019). A Dilemma of Language: "Natural Disasters" in Academic Literature. *International Journal of Disaster Risk Science* 10: 283-292.
- [86] 菅原慎悦 (2022)「リスク・ガバナンスと「安全」の「科学化」」,関西大学社会安全学部・編,『検証 COVID-19 災害』ミネルヴァ書房,第 3 章.
- [87] 杉万俊夫 (2006)「質的方法の先鋭化とアクションリサーチ」『心理学評論』49,551-561.
- [88] 神里彩子, 武藤香織・編(2015)『医学・生命科学の研究倫理ハンドブック』東京大学出版会.

(原稿受付日: 2022 年 12 月 26 日) (掲載決定日: 2023 年 2 月 24 日)